

平成 27 年(行)第 429 号イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件
原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
被告 国

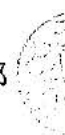
訴え変更の申立書


2018 (平成30) 年1月 / 2 日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男 

同 二 関 辰 郎 

同 古 本 晴 英 

同 牧 田 潤 一 朗 

同 出 口 か お り 

同 藤 原 大 輔 

同 小 野 高 広 

第1 訴え変更後の請求の趣旨

- 1 外務大臣が原告に対し平成27年4月17日付けでした行政文書の開示請求に係る決定のうち、別紙文書目録記載の行政文書を全部不開示とする部分（但し、外務大臣が平成28年3月30日付けでした決定の変更により開示した部分及び平成29年10月31日付けでした決定の変更により開示した部分を除く）を取消す。
- 2 外務大臣は、原告に対し、別紙文書目録記載の行政文書（但し、外務大臣が平成28年3月30日付けでした決定の変更により開示した部分及び平成29年10月31日付けでした決定の変更により開示した部分を除く）を全部開示するとの決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 訴え変更の理由

外務大臣は、本申立書別紙記載の行政文書について、本件訴訟係属後である2016（平成28）年3月30日及び2017（平成29）年10月31日に、それぞれ決定を変更して追加的に部分開示をした。そのため、その開示部分に関する訴えを、原告は、処分の取消しの訴え及び義務付けの訴えの双方につき取り下げる。本件訴えの変更は、それに対応して、訴えの一部を変更（減縮）するものである。

以上

文 書 目 録

本目録における番号	本件決定において 処分行政庁が 付した文書番号	行政文書の名称等
1	文書7	報告書